

返戻金制度について

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、90 日以内に一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料のうち、次に定める金額を求人者へ返還いたします。

- ・入社後 30 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 70%返金
- ・入社後 60 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・入社後 90 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 20%返金

但し、次に記載する事由により採用決定者が短期退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせていただきます。

- ・待遇、その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合。
- ・ハラスメント等による場合。
- ・採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合。
- ・人材紹介をご利用頂いた企業様の一方的な都合と判断した場合。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。